質　疑　回　答　書

令和 ８年 ７月 ２３日

令和８年７月１６日付けで公告した案件について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

（案件名）　乗用自動車（ハイブリッド）リース契約

質問１

■契約仕様書　2、(7)、⑧ドライブドクターに関して

「任意保険会社から貸与されている物品を取付」とあるが、納車前に物品を
指定ディーラーへ送付いただく事は可能でしょうか。
納車後のレコーダー取付行為は行っていませんので、事前にご準備頂いた上で
指定業者（ディーラー）にて取付実施を前提としております。

回答１

納車前に物品を指定ディーラーへ送付することは可能です。
なお、送付に係る費用及び送付後にドライブレコーダーが正常に作動しなかった場合の
補償は受託者負担となります。

質問２

■契約仕様書　4、(8)、故障修理点検費用に関して

カーナビー・バックモニターの修理点検に関して、電装品関係の修理は
メーカー補償の範囲内での対応とさせていただけないでしょうか。
自動車の動作（進む、止まる、曲がるなどの車検適合項目）以外の電装品は、
自動車メンテナンスの対象外とさせて頂いております。

回答２

カーナビ・バックモニターの故障修理については、メーカー保証に関わらず、
メンテナンスの対象です。